

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年1月21日 10時30分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港北東方沖 大分港大 ^{おおざい} 在西地区中防波堤東灯台から真方位011° 3.7海里付近 (概位 北緯33° 19.4′ 東経131° 44.9′)
事故の概要	漁船 ^{しょうえい} 照栄丸は、南西進中、また、漁船 ^{やます} 山壽丸は、南南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 照栄丸、6.6トン OT2-5073（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 山壽丸、4.8トン OT3-32329（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 左舷船首部ブルワークの凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、約5～6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により魚群探索を行いながら大分港北東方沖を南西進していた。 A船は、船長Aが、操舵室にある魚群探知機を見たり、左舷方で操業している漁船を見たりしていたところ、甲板員Aが右舷船首方約15mに迫ったB船に気付いて船長Aに知らせ、2人で大声を出して手を振ったものの、右舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約2knの速力で遠隔操舵により引き釣り漁を行いながら大分港北東方沖を南南西進中、船長Bが、右舷方に多数の漁船がいたので、右舷方の漁船を見ながら航行していたところ、船首方に迫ったA船に気付いて危ないと思い、主機のクラッチを後進に入れたが間に合わず、A船と衝突した。
分析	A船は、魚群探索を行いながら南西進中、船長Aが、左舷方で操業している漁船を見るなどして周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突した

	<p>ものと考えられる。</p> <p>B船は、引き釣り漁を行いながら南南西進中、船長Bが、右舷方の漁船を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が南南西進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、注意を特定の方向に限定することなく、常時適切な見張りを行うこと。